

政令第三百九十六号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第三項第四号及び第六十二条の十六第三項第四号中「第十号又は第十一号」を「第十一号又は第十二号」に改める。

附 則

この政令は、不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。